

## 御代田町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

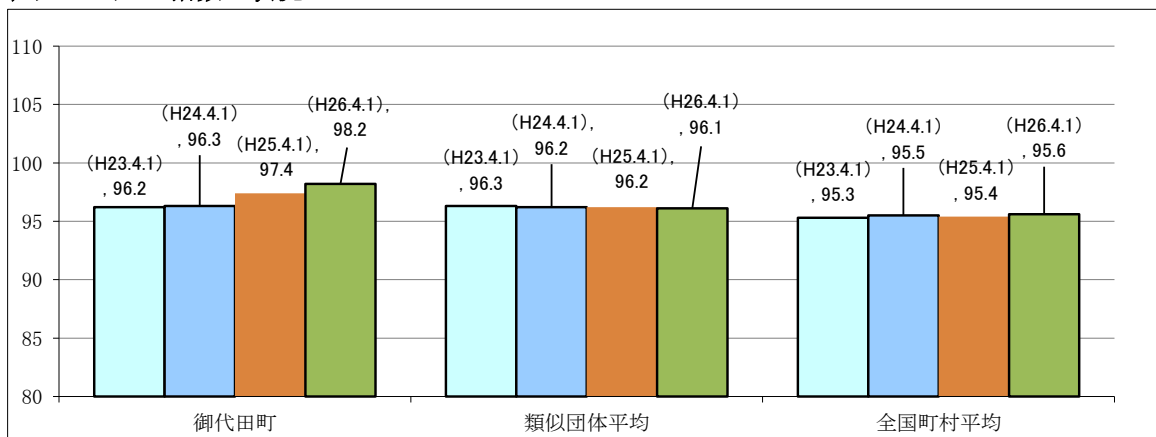
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
年度 25	15,441	5,834,730	273,027	856,133	14.7%	14.6%

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年度 25	110	342,101	52,568	126,692	521,361	4,740	5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

採用・退職、経験年数階層の変動・異動による職種区分の変動による上昇。今後の見込みについては、給与制度の総合的見直しにおける給料表が国と異なるため、その影響が考えられる。

#### (4) 給与改定の状況

(注) 人事委員会を設置していないため、この欄は記載していません。

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
年度	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
年度	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- 1) 給料表の見直し  
→ 実施

【給料表の改定実施時期】平成27年4月1日  
【実施内容】長野県の見直し内容に順じ、平均1.2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

- 2) 地域手当の見直し  
→ 地域手当の支給なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
御代田町	38.5 歳	289,700 円	318,748 円	314,744 円
長野県	45.5 歳	342,898 円	399,942 円	376,841 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	313,860 円	360,066 円	339,480 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
御代田町	35.8 歳	7 人	229,700 円	246,000 円	242,609 円	—	—	—	—
うち給食調理員	34.3 歳	6 人	219,900 円	234,550 円	232,271 円	調理師	43.8 歳	254,400 円	0.92
うち用務員	※ 歳	1 人	※ 円	※ 円	※ 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	—
長野県	58.0 歳	28 人	279,414 円	302,678 円	291,453 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	11 人	287,474 円	309,179 円	298,822 円	—	—	—	—

「※」…対象者が1名で、個人が特定されてしまうため、公表を差し控える箇所。

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
御代田町	—	—	—
調理師	3,872,300 円	3,320,000 円	1.17
用務員	※ 円	2,747,000 円	—

「※」…対象者が1名で、個人が特定されてしまうため、公表を差し控える箇所。

- 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区 分		御代田町	長野県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	139,600 円	-
	中学卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (26年4月1日現在)

区 分		経験年数7～10年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数25～30年
一般行政職	大学卒	226,650 円	315,225 円	370,267 円	- 円
	高校卒	- 円	※ 円	343,575 円	354,417 円
技能労務職	高校卒	※ 円	※ 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

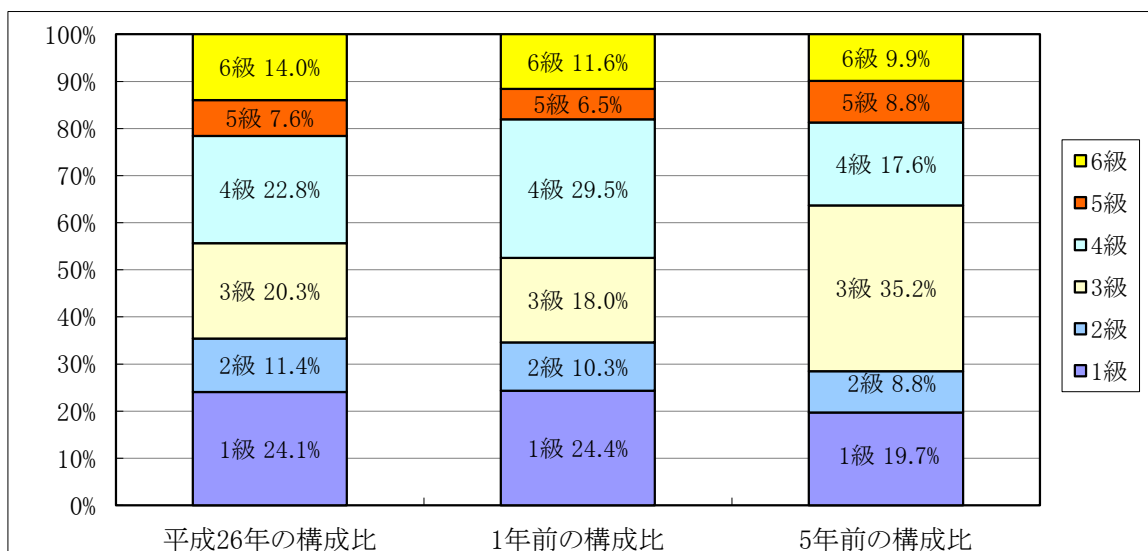
「-」…対象者がいない箇所、「※」…対象者が1名で個人が特定されてしまうため公表を差し控える箇所。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	19 人	24.1%	135,600円	243,700円
2級	主任の職務	9 人	11.4%	185,800円	309,200円
3級	主査の職務	16 人	20.3%	222,900円	356,400円
4級	係長、主幹の職務	18 人	22.8%	261,900円	390,100円
5級	課長補佐、園長の職務	6 人	7.6%	289,200円	402,500円
6級	課長、局長の職務	11 人	14.0%	320,600円	424,600円

(注) 1 御代田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>地方公務員法第40条第1項の規定により、「御代田町職員勤務評定規程」を定め、下記のとおり実施しています。</p> <p>1 基準日 1月1日(定期昇給日)の40日前                  2 期間 前年1月1日～当該評定実施日                  3 評定者(左:被評定者、右:評定者)                  主査、主任、主事→課長、課長補佐及び係長                  課長補佐、課長、主幹→副町長及び課長                  課長→町長及び副町長</p>
---

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

御代田町	長野県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,209 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,584 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

御代田町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額 5,547 千円			1人当たり平均支給額 21,534 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給なし

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	252 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	21 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	9.9 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課 (収税係、資産税係、住民税係)	町税賦課・徴収業務	収税係職員:月額3,000円 その他税務課職員:月額1,500円
感染症防疫手当	従事者	感染症防疫業務	日額1,000円
行路死亡人取扱手当	従事者	行路死亡人取扱業務	1件3,000円

(5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(25年度決算)	12,452 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	138 千円
支給実績(24年度決算)	6,736 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	77 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者のない扶養親族 11,000円/人 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円/人 ・満16歳の年度初めから、満22歳の年度末までの子 5,000円加算/人	同		10,715 千円	218,673 円
住居手当	借家・間…家賃額に応じて支給 上限27,000円/月	同		5,381 千円	233,957 円
通勤手当	交通機関等の利用者 ・運賃相当額が55,000円以下については、運賃相当額 ・自動車等使用者は、距離に応じて最高21,800円支給	異	自動車等使用者の支給限度額	3,757 千円	34,468 円
管理職手当	・課長補佐職…20,000円 ・課長職…34,000円	異	定額額	6,616 千円	389,176 円
寒冷地手当	・7,360～17,800円	同		6,310 千円	58,426 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 1回4,200円	同		3,881 千円	43,607 円

## 5 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区分	給料	月	額等	
			(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	町長	659,700 円 (733,000 円)	854,000 円 / 399,000 円	
	副町長	537,300 円 (597,000 円)	700,000 円 / 409,200 円	
報酬	議長	290,000 円 ( ) 円	420,000 円 / 230,000 円	
	副議長	220,000 円 ( ) 円	360,000 円 / 180,000 円	
	議員	195,000 円 ( ) 円	345,000 円 / 157,000 円	
期末手当	町長	(25年度支給割合) 2.95 月分		
	副町長	(25年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額(733,000円)×在職月数×0.425	(1期の手当額) 14,953,200円	(支給時期) 任期毎
	副町長	給料月額(597,000円)×在職月数×0.254	7,278,624円	任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

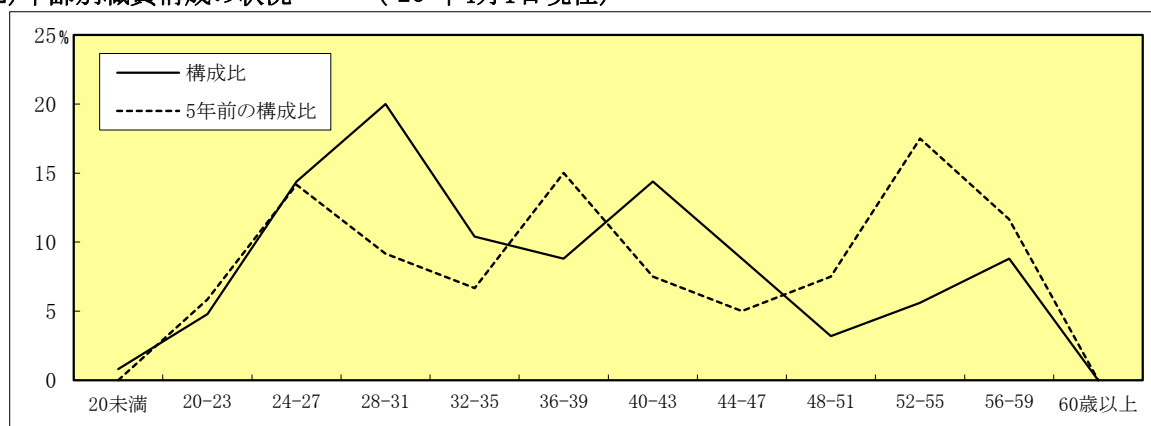
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	28	28	0	
		税務	11	10	△1	・派遣交流職員の配置による減(△1)
		農林水産	8	8	0	
		商工	2	2	0	
		土木	8	7	△1	・土木技師の採用が見込めなかったことによる減(△1)
		民生	28	31	3	・入園児の増加に伴う正規給食調理員の配置による増(1) ・保健師の事務移管に伴う増(1)
		衛生	8	7	△1	・保健師の事務移管に伴う減(△1)
	計	95	95	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.52 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 70.03 人)	
	教育部門	16	19	3	・給食センターへの正規給食調理員の配置による増(2) ・社会体育施設に係る業務増(1)	
消防部門	0	0	0			
小計	111	114	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.01 人)		
公営企業等部門	簡易水道	4	4	0		
	公共下水道	2	3	1	・下水道工務事業に専門職を配置したことによる増(1)	
	その他	5	4	△1	・派遣交流職員の配置による減(△1)	
	小計	11	11	0		
合計		122 [170]	125 [170]	3 [ 0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.95 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	18人	25人	13人	11人	18人	11人	4人	7人	11人	0人	125人

### (3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

区	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	91	91	92	94	95	95	4 (4.4%)
教育	17	17	17	16	16	19	2 (11.8%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計	108	108	109	110	111	114	6 (5.6%)
公営企業会計	12	11	10	10	11	11	△1 (△8.3%)
総合計	120	119	119	120	122	125	5 (4.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 簡易水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
25	161,241	17,353	19,598	12.2%	8.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	市町村企業会計 一人当たり給与費(水道)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	4	12,129	2,923	4,546	19,598	4,900	6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
御代田町	33.7 歳	246,875 円	355,124 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

御代田町(簡易水道事業)		御代田町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (25年度)		1人当たり平均支給額 (25年度)	
1,137 千円		1,263 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算5~15%		・役職加算5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。ただし、御代田町に該当する職員はいません。

イ 退職手当 (26年4月1日現在)

御代田町(簡易水道事業)			御代田町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	5,547 千円	21,534 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	150 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	38 千円
支給実績(24年度決算)	225 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	75 千円

(注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者のない扶養親族 11,000円/人 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円/人 ・満16歳の年度初めから、満22歳の年度末までの子 5,000円加算/人	同		910 千円	303,333 円
住居手当	借家・間…家賃額に応じて支給 上限27,000円/月	同		※ 千円	※ 円
通勤手当	交通機関等の利用者 ・運賃相当額が55,000円以下については、運賃相当額 ・自動車等使用者は、距離に応じて最高21,800円支給	異	自動車等使用者の支給限度額	146 千円	36,500 円
管理職手当	・課長補佐職…20,000円 ・課長職…34,000円	異	定額額	0 千円	0 円
寒冷地手当	・7,360~17,800円	同		318 千円	79,500 円

「※」…対象者が1名で個人が特定されてしまうため公表を差し控える箇所。



(2) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
25	598,969	2,517	10,491	1.8%	1.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	2	6,762	1,130	2,599	10,491	5,246	6,093

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
御代田町	37.1 歳	288,300 円	412,335 円
団体平均	44.0 歳	349,691 円	516,750 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

御代田町(公共下水道事業)				御代田町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額 (25年度)				1人当たり平均支給額 (25年度)			
1,300 千円				1,263 千円			
(25年度支給割合)				(25年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算5~15%				・役職加算5~15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (26年4月1日現在)

御代田町(公共下水道事業)			御代田町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	5,547 千円	21,534 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績( 25 年度決算)	129 千円
職員1人当たり平均支給年額( 25 年度決算)	65 千円
支給実績( 24 年度決算)	281 千円
職員1人当たり平均支給年額( 24 年度決算)	141 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 ( 26 年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績( 25 年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額( 25 年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者のない扶養親族 11,000円/人 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円/人 ・満16歳の年度初めから、満22歳の年度末までの子 5,000円加算/人	同		399 千円	199,500 円
住居手当	借家・間…家賃額に応じて支給 上限27,000円/月	同		0 千円	0 円
通勤手当	交通機関等の利用者 ・運賃相当額が55,000円以下については、運賃相当額 ・自動車等使用者は、距離に応じて最高21,800円支給	異	自動車等使用者の支給 限度額	48 千円	24,000 円
管理職手当	・課長補佐職…20,000円 ・課長職…34,000円	異	定額額	0 千円	0 円
寒冷地手当	・7,360～17,800円	同		178 千円	89,000 円